

2010年上海博第2回参加者向け推奨サービスサプライヤー募集公告  
(上海世博局ウェブサイト 2007年5月15日、ジェットロ仮訳)

上海世博会事務協調局の授権を受け、上海世博会運営有限公司は「公開、平等、公正」の三原則を守り、2010年上海博(以下、上海博)第2回参加者向け推奨サービスサプライヤーを公募する。ここにて関係事項を以下の通り公告する。

一、募集項目名称

中国 2010年上海万博第2回参加者向け推奨サービスサプライヤー(以下は「推奨業者」という。)

二、募集者

上海世博会運営有限公司

三、募集目的

参加者のサービスに関する需要を満たすと共に、全社会に万博参画のステージを与えるために、上海博『登録ファイル』でなされた承諾に基づき、往年の万博の慣例に照らしながら、公募方式を通じて一定数の推奨業者を定め、各参加者のために様々なサービスを提供する。

四、募集分野と数量

1. 建築工程(10-15社):  
主に参加者の独自パビリオン建設に必要な建築施工サービスを提供。
2. 内装・外装工事(10-15社):  
主に参加者が必要とするパビリオンの内装・外装サービスを提供。それによりパビリオン及びパビリオン構築物の内外空間が一定の環境品質の要求に達する。
3. 展示工程(15-20社):  
主に参加者が必要とするブースの建設、展示配置と撤去のサービスを提供。
4. 物流サービス(15-20社):  
主に参加者が必要とする物資の輸出入の通関申告と検査申告、輸送、倉庫、現場の積卸し操作及び配達等のサービスを提供。
5. 設備レンタル(5-10社):  
主に参加者が必要とする各設備、展示器具、家具及びオフィス用品等のレンタルサービスを提供。
6. 人的資源(5-10社):  
主に参加者が必要とする各サービス人員の派遣、招聘等のサービスを提供。
7. パビリオンの運営管理(10-15社):  
主に参加者が必要とするパビリオンの運営管理サービス及び館内の清潔、メンテナンス等の不動産管理サービスを提供。
8. 安全警備(3-6社):  
主に参加者が必要とするパビリオンの安全警備と防犯セキュリティ施設の設計、施工等のサービスを提供。
9. イベント宣伝・広告(20-25社):  
主に参加者が必要とするナショナルデーのイベント、宣伝活動、アトラクションイベントなどの宣伝、連絡サービス及び出展中必要な広告宣伝、ニュース発表サービスを提供。
10. 法律サービス(20-25社):

主に参加者が必要とする法律相談及び知的財産権の登録代理等のサービスを提供。  
正式な当選数については応募の実際状況に応じて適宜調整を行うことができる。

## 五、募集要求

1. 展示工程、設備レンタル、パビリオンの運営管理及びイベント宣伝・広告の4分野に応募する推奨業者は、その登録所在国の法律により正式に設立し、且つ有効に存在する中国国内外の企業・事業法人又はその他組織でなければならない。
2. 建築工程、内装・外装工事、物流サービス、人的資源、安全警備及び法律サービスの6分野に応募する推奨業者は、中国国内で法により登録・設立し、且つ有効に存続する企業・事業法人又はその他組織でなければならない。
3. 応募者は上記のプロフェッショナルサービスを行うのに必要な業界資質を有しなけばならず、登録資本が引き受けたサービス責任とマッチングし、経營業績が業界の先頭に位置し、財務状況が良好でなければならない。
4. 応募者は法により経営をし、且つ良好な社会イメージと商業信用を有し、熱心に上海万博に参加しなければならない。
5. 応募者は相当数と資格を持つプロフェッショナル作業者を有しななければならない。
6. 応募者は単独で応募しなければならない。
7. 応募者の料金徴収が合理である。

## 六、募集プロセス

応募者は募集者から『募集書類』を受領、所定時間内に応募資料を提出する。適合性検査に合格した後審査評価グループが審査評価を行い、募集結果が上海世博局の審査認可を経て、上海博オフィシャルウェブサイト—世博ネット(www.expo2010china.com)にて公布される。

## 七、募集書類の発売

1. 募集書類の発売時間:  
北京時間 2007年5月16日～2007年5月20日(午前9時～午後5時、土日を含む)
2. 募集書類の発売場所: 上海市浦東南路 3588号上海世博会事務協調局
3. 募集書類の販売価格: 1セット 500 人民元

## 連絡方法

場所: 上海市浦東南路 3588号(郵便番号: 200125)

連絡先: 江躍鳴 陸詣

連絡先電話: 0086-021-22062127、22062131

ファックス: 0086-021-22060636

Eメール: operation@expo2010.gov.cn

# 上海博 参加者向け推奨サービスサプライヤーの管理方式

(上海世博局ウェブサイト 2007 年 5 月 15 日、ジェットロ仮訳)

## 第一章 総則

- 第1条 上海博が出展者へ推薦するサービスサプライヤー(以下「推奨サービスサプライヤー」とする)に対する管理を強化するため、推奨サービスサプライヤーの行為を規範化し、中華人民共和国の関連法律、法規、規則規定に基づき、上海世博会事務協調局(以下「上海世博局」とする)により、本管理方式を制定する。
- 第2条 本方式の称する推奨サービスサプライヤーとは、上海博(以下「上博」とする)「登記報告」の規定と過去の万博の慣例に基づき、上海世博局により上海博の出展者へ推薦するもので、出展者に対し上海博への参加過程において必要な関連商業サービスを提供することを目的とする各種サービスサプライヤーである。
- 第3条 上海世博局は上海世博会運営有限公司(以下「万博運営公司」とする)に権限を授け、推奨サービスサプライヤーの選抜、推薦と管理に具体的責任を負わせる。万博運営公司是「公開、公平、公正」の原則を遵守し、公開募集或いは指向的募集の方法を通じ、推奨サービスサプライヤーを選抜する。

## 第二章 サービス管理

- 第4条 推奨サービスサプライヤーはサービス項目、サービス手続き、標準料金等の情報を公開し、情報の真実性、正確性、完全性を保証せねばならない。
- 第5条 推奨サービスサプライヤーは中華人民共和国の法律、法規、規則規定、本管理方式及び上海世博局が制定するその他の関連規定に照らし、自発的に出展者とサービス事項を協議し、関連するサービス契約を結ばねばならない。万博運営公司の推薦は、推奨サービスサプライヤーの業務を保証するものではなく、出展者は自らその他のサービスサプライヤーを選ぶ権利を有する。
- 第6条 推奨サービスサプライヤーは出展者との書面契約締結後 5 作業日以内に、契約の副本を万博運営公司に提出し、登録せねばならない。
- 第7条 推奨サービスサプライヤーはサービス契約中の各条項を完全に履行し、専門的に、敬意を持って、慎重に、出展者へ模範的で良質なサービスを提供せねばならない。
- 第8条 推奨サービスサプライヤーは万博運営公司の要求に基づき、その法定代表人と高級管理人員及び出展者へ直接サービスを提供する従業員を、万博に関する基礎知識、関連法律、法規、規則規定と制度、そして国際礼儀等の研修へ参加させるよう手配せねばならない。
- 第9条 推奨サービスサプライヤーは、その企業と同種類、同品質のサービスの中でもっとも優待的な料金基準に照らし、出展者からサービス費用を受け取らねばならない。
- 第10条 推奨サービスサプライヤーはサービス過程において、必要なサービス記録を作成し、サービス時間、場所、対象、方法、状況等の内容を詳細に記録せねばならない。関連サービス記録は適切に保管し、万博運営公司の要求に従い提出せねばならない。
- 第11条 推奨サービスサプライヤーの従業員がサービス契約履行のため万博園區を出入せねばならない場合、規定に照らして関連許可書類を申請し、上海世博局の制定する園區管理制度を遵守せねばならない。
- 第12条 推奨サービスサプライヤーは、請け負った業務の主要部分を第三者へ依頼し完成させてはならず、また請け負った業務を分解しその全てを数社の第三者へ依頼し完成させてはならない。

第13条 業界の慣例上もしくはその他の特殊な理由により、業務を部分的に第三者へ依頼し実施することが必要な場合、推奨サービスサプライヤーは第三者と締結した契約書の副本を万博運営会社へ登録しなければならない。この状況において推奨サービスサプライヤーは関連する第三者のサービス行為に関して出展者に対し連帯責任を負わねばならず、またその第三者は自身の名義のみでサービスに従事することとする。

### 第三章 宣伝管理

第14条 推奨サービスサプライヤーは、中華人民共和国国務院が2004年12月1日に公布実施した「世界博覧会標識保護条例」、上海世博局が2005年4月26日に制定実施した「世博会標識使用管理方式」とその他の関連規定を厳格に遵守せねばならない。

第15条 推奨サービスサプライヤーはいかなる方法であっても、「推奨サービスサプライヤー」としての身分或いは関連する内容で宣伝を行ってはならない。

第16条 推奨サービスサプライヤーは以下のことをしてはならない。許可なく万博のロゴを使用すること。上海博スポンサー企業またはその他上海博の市場開発計画への参加者の利益と衝突する行為に従事すること。いかなる形式であろうと上海博に関係する形での隠れた市場活動に従事すること。

### 第四章 日常の監督管理

第17条 万博運営会社は推奨サービスサプライヤーの管理者として、推奨サービスサプライヤーと「推奨サービスサプライヤー協議書」を締結し、また有効な措置を採り推奨サービスサプライヤーに対する管理を強化する。

第18条 万博運営会社は推奨サービスサプライヤーが出展者に提供するサービス状況について日常管理を行う責任を負い、監督審査制度を設け、各種推奨サービスサプライヤーのサービス状況を定期的に公開する。万博運営会社は推奨サービスサプライヤーに対し必要な指導を行い、そのサービス能力建設を強化せねばならない。

第19条 「推奨サービスサプライヤー協議書」の発効後、推奨サービスサプライヤーは半年毎に万博運営会社へ書面にて業務状況報告を提出し、出展者と締結した契約数、サービス項目、契約金額、サービス団体、サービス結果及び出展者の満足度、業務改善計画等の内容を詳細に説明せねばならない。

第20条 「推奨サービスサプライヤー協議書」の有効期間内において、推奨サービスサプライヤーに以下の内容が発生した場合、その関連事項の発生後48時間以内に、万博運営会社へ書面にて報告せねばならない。

- (一) 組織名称或いは登記住所の変更の場合
- (二) 法定代表人の変更の場合
- (三) 登記資本と大株主に重大な変化が発生した場合
- (四) 重大な経営または財務問題が発生した場合
- (五) 重大な訴訟に関係した、或いは重大な処罰を受けた場合
- (六) 組織の分立、合併、解消、解散または破産に関係する場合

### 第五章 紛争解決管理

第21条 出展者へのサービス提供過程において、推奨サービスサプライヤーと出展者との間でいかなる紛争が発生しても、まず出展者と友好的に協議し、直ちに万博運営会社へ書面にて争議に関する詳細状況を報告し、万博運営会社の仲裁と指導を受けねばならない。上海博を成功裏

に実施させるため、万博運営会社は推奨サービスサプライヤーに対し争議の棚上げを要求し、出展者へのサービス提供を先行させる権利を有する。

第22条 万博運営会社による、関連する紛争解決の調整と指導の処理の手続きは、以下の内容を含む。

- (一) 推奨サービスサプライヤーからの報告または出展者からの苦情を受け取った後、万博運営会社は直ちに関連する状況について調査確認を進める。
- (二) 推奨サービスサプライヤーのサービス内容の問題であることが確実な場合、万博運営会社は推奨サービスサプライヤーに対し整理改善を求める指導を行い、また調整の結果を直ちに出展者へ報告する。誤解や事実誤認がある場合、万博運営会社は直ちに出展者へ連絡し、調整を行う。
- (三) 出展者と推奨サービスサプライヤーのサービス契約履行中に発生した紛争で、万博運営会社による調整で解決しないものについては、出展者と推奨サービスサプライヤーが契約約定に基づき自ら処理を行う。

第23条 国家の法律法規を除き、出展者との間での争議及びその解決状況に対して、推奨サービスサプライヤーは自ら宣伝を行ってはならず、どのような形であれ社会へ公表してはならず、またいかなる組織が宣伝を行うことも助力してはならない。

## 第六章 付則

第24条 本方式は上海世博局が解釈の責任を負い、公布日より実施する。

## 上海博第 2 回参加者向けサービスサプライヤー質問事項の解答

(上海世博局ウェブサイト 2007 年 5 月 25 日、ジェットロ仮訳)

質問: 同時に複数のサービス種目を応募する場合、複数の応募書類をそれぞれ作成する必要があるか。

回答: ある(各サービス種目によってサービス内容と応募条件が異なるため)。募集書類の第 4 章、第 5 章に特に留意願う。

質問: どの言語を応募書類の基準言語とするか。

回答: 本募集の正式言語は中国語とする。応募者が提出した関係書類に他の言語を使用したものがあれば、中国語訳を提出しなければならない、かつ、中国語版を基準とする。

質問: 応募者は同社以外の者に委託して応募書類を提出してもらうことが可能か。

回答: 応募書類の提出は募集全体プロセスの重要な一環であり、応募者が応募書類を提出した後、募集人は応募書類の受領書を発行する。応募者が同社以外の者に委託して応募書類を提出してもらう場合、相応する委託手続きをしなければならない。

質問: 応募書類の正本と副本はいずれも全ての付属証明資料及びその他の補充資料を含めるべきか。

回答: 応募書類の正本、副本と電子データ版はいずれも同様の付属証明資料及びその他の補充資料を含めなければならない、正本を基準とする。

質問: 応募者は如何にして自らの経営状況、信用レベル、契約履行状況等を証明するか。

回答: 応募者は各自の状況に合わせ、自由に所要の素材を活用して応募者の経営状況、信用レベル、契約履行状況等を証明することができ、関係する業界主管部門、政府部門、銀行、会計士事務所、協力パートナー、顧客企業等の機構が提出した証明資料を含む。ただし、これら資料の記載内容は真実であり、かつ説得力を有するものでなければならない。

質問: 応募の有効期間はいつからか。

回答: 応募の有効期間 90 日とは、応募書類の開封日から 90 日以内に限り、応募者が応募書類に記載した内容、承諾した条項及び提供した資料がいずれも効力を有するということである。有効応募書類は専門家の審査及び協議締結の根拠となる。

質問: 応募者が提出した財務諸表及び報告は監査が必要か。

回答: 応募者が提出した財務諸表及び報告は監査したものでなければならないが、監査機関署名のコピー本を提出することができる。

質問: 1つのグループ会社に属するそれぞれ中国国内と国外で登記した 2 社は如何にして応募したらよいか。

回答: 1つのグループ会社に属するそれぞれ中国国内と国外で登記した 2 社は単独で応募しなければならない。

質問: 募集人に提出した応募書類は対外的に秘密が保持されるか。

回答: 募集人は応募者の提出した資料に対して秘密を保持する。

質問: 募集書類の「応募者在職社員の状況」はどんな内容を含むか。

回答：書式書類の「応募者基本状況表」にて、「応募者在職社員の状況」に在職社員数、中級職称(中級管理職)人数、高級職称(高級管理職)人数、大専卒学歴(3年間勉強)及び大学卒以上の学歴の人数、従業資格証書取得人数を記入しなければならない。

質問：応募書類の包装に対してどんな要求があるか。

回答：応募者は応募書類の正本、副本、電子媒体を密封して包装し、密封された外包装に機構の公印を押さなければならない。募集人は包装材料に対して特に要求しない。

質問：応募者法定代表又は授権代表は身分証明の書類を提出する必要があるか。

回答：応募者法定代表又は授権代表は身分証明書類のコピーを提出しなければならない。例えば、パスポートコピー等。

質問：応募書類の内容順序は如何にして編成したらよいか。

回答：応募者は募集書類の「応募書類の構成」に記載した内容の順序に従い、応募書類の順序を編成しなければならない。

以上